

作業従事役員等（個人事業者等である作業従事者）の方にも 危険又は有害業務に係る特別教育の受講が義務付けられました

労働安全衛生法の改正により、労働者と同一の場所で一定の危険又は有害な業務を行う作業従事役員等（個人事業者等である作業従事者）に特別教育の受講が令和9年（2027年）4月1日から義務付けられました。

業務に伴う危険や健康障害は、労働者に限らず、労働者と同じ場所で同様の業務を行う労働者以外の作業従事者にも同様に生じうるものであるため、**作業従事役員等**が労働者と同じの場所において危険又は有害な業務を行う場合には、特別教育の受講が義務付けられました。

また、特別教育のほか、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する教育について、その受講に関する努力義務が課されることとなりました。

個人事業者等に係る今回の労働安全衛生法（以下、「安衛法」という。）の改正内容は以下の4項目です。

- 1 作業場所管理事業者の講ずべき措置等（安衛法第30条の4及び第32条関係）
- 2 危険又は有害な機械等の使用禁止（安衛法第42条第2項及び第3項関係）
- 3 機械等の定期自主検査（安衛法第45条第2項及び第3項関係）
- 4 安全衛生教育（安衛法第59条及び第60条の2関係）

ここでは、令和8年5月26日付け基発0526第1号「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令等の施行について（個人事業者等の安全衛生対策の推進に係る規定関係）」に基づき、上記の「4 安全衛生教育」について説明します。

安衛法第59条第4項及び第60条の2第2項が新設されました。

（安全衛生教育）

第59条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

4 作業従事役員等は、労働者と同じの場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。

第60条の2（抜粋）

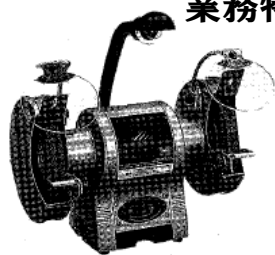
2 作業従事役員等は、労働者と同じの場所において危険又は有害な業務に就くときは、第59条第4項に定めるもののほか、当該作業を行う場所における安全衛生の水準の向上を図るため、安全又は衛生のための教育を受けるように努めなければならない。

※用語説明

- ・「事業者」とは、事業を行う者で労働者を使用する者
- ・「個人事業者」とは、事業を行う者で労働者を使用しない者
- ・「作業従事者」とは、労働者及び労働者と同じの場所において仕事の作業に従事する労働者以外の者
- ・「作業従事役員等」とは、事業者（労働者数50人以下の小売業、100人以下の卸売業など労災保険特別加入制度の対象となる中小事業主に同じ。）又は個人事業者（これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者

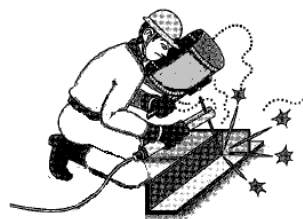
※特別教育を必要とする危険又は有害な業務
(労働安全衛生規則第 36 条) (抜粋)

自由研削用といしの取替え作業等
業務特別教育



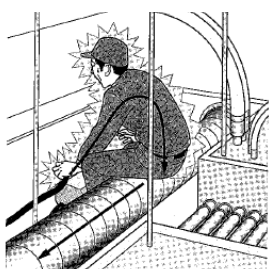
§ 36-①

アーク溶接等業務特別教育



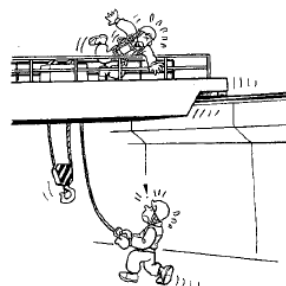
§ 36-③

低圧電気取扱業務特別教育



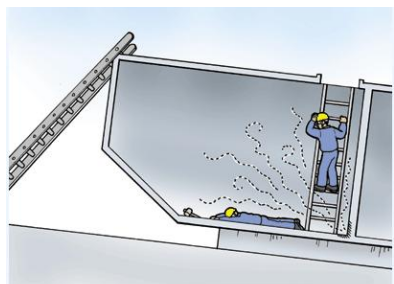
§ 36-④

クレーン運転業務特別教育



§ 36-⑮

酸素欠乏等危険作業特別教育



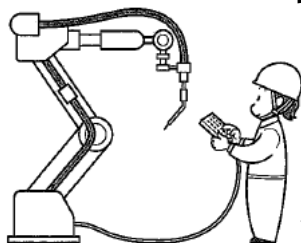
§ 36-⑳

特定粉じん作業従事者特別教育



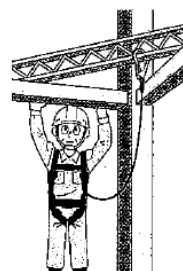
§ 36-㉙

産業用ロボット教示等業務
特別教育



§ 36-㉑

フルハーネス型墜落制止用器具
特別教育



§ 36-㉒

※ (特別教育の科目の省略) (労働安全衛生規則第 37 条) (抜粋)

2 法第 59 条第 4 項の規定にかかわらず、作業従事役員等は、特別教育の対象業務に係る免許を受け、又は技能講習を修了している等十分な知識及び技能を有していると認められる場合には、当該特別教育の科目の全部又は一部を受けることを要しない。